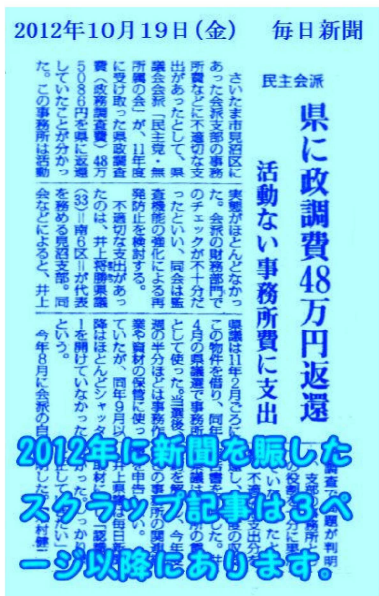


言い訳を許すな！不正2回目の井上県議



令和2年5月5日、産経新聞に「選挙区に居住実態なし」と大見出しで掲載された井上將勝埼玉県議が取材に対し、「マンションは妻の物と思い、資産公開していなかった。」と語ったというが、登記簿謄本によると、

- ①所有権保存登記が平成24年5月31日売買で、共有者 見沼区東大宮6丁目40番地14ベルセゾン AKB101持分5分の4 井上將勝
- ②東京都稲城市平尾1丁目32番地の18 5分の1井上百花 となっている。
- ③井上將勝は平成28年10月11日に現住所であるさいたま市見沼区東大宮1丁目87番地4 ホジョウデンス101に名義人住所変更を登記している。

④共有者井上百花は、同年11月24日に現住所である東京都世田谷区上馬1丁目15番18-2002号に住所移転している。

◆井上県議の言い訳の矛盾点

①「マンションは妻の物と思い、資産公開していなかった。」としているが、謄本によると、登記名義人住所変更を28年12月15日に行っており、この手続きは自分で行うか、司法書士に委ねるはずであり、いずれも

「登記申請書に添付する書面は原本の添付が原則であり、住民票の写しについてもその証明書の原本を添付する必要がある。」

と定められているため、本人が住民票を取得する必要があり、

「マンションは妻の物と思い、資産公開しなかった。」

は通用しない。

②マンションの固定資産税の請求は、所有者の住所に送付される。

井上県議は居住しているとするさいたま市から現住所に納付書が送付されるため、本人が知らないはずはなく、上馬のマンションであれば相当高額な固定資産税納付書が届くはずである。本人が知らないとの言い訳は通らない。

③埼玉県議の「資産当報告書」には、

- 1、土地 所在、面積、固定資産税の標準額。
- 2、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権。

- 3、建物 所在、面積、固定資産税の標準額。共有の売位は、適用欄にその持分を記入すること。
- 4、預金・貯金「預金の総額」「貯金の総額」
- 5、有価証券、株券
- 6、自動車、船舶、航空機、美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）
- 7、ゴルフ場の利用に関する権利。
- 8、貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）
- 9、借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

を記入しなければならないが、これらはすべて「該当なし」と報告している。

しかし、井上県議が使用する車両は100万円以上のものであり、資産としての報告は必要だ。また、整備や車検等は東京スバル株式会社恵比寿店で行っている。しかも連絡先は世田谷区上馬一丁目になっており、さいたま市見沼区に居住しながら恵比寿のディーラーに依頼するのは不自然極まりない。

◆ 謄本から推認すると5000万円以上の脱税の疑い！

①平成24年5月31日に債権譲渡として井上が独立行政法人住宅金融支援機構に対し5698万円の抵当権を設定している。

②これは本人が借入れを起こしており、「この物件は妻のものだ。」という主張は成り立たない。

③購入後4年経過した平成28年12月7日、金銭消費貸借の抵当権を設定。同年12月15日株式会社新生銀行から5120万円を借り入れると同時に抵当権を抹消している。

④これら一連の資金の動きには必ず井上本人の印鑑証明や実印の押印が必要であり、本人が知らない所有財産とは言えない。

⑤平成28年12月25日に井上は新生銀行に対し5120万円の弁済をしていることから、この資金の出所が問題になる。

贈与があったとすれば贈与税がかかってくることから税の納付を証明できなければ脱税となる。政治資金等を流用したとすればますます問題が大きくなる。

立憲民主党の県議や国会議員がこの不始末をもみ消そうとしているらしいが、安倍政権に対する問題提起よりも、党内の不祥事を解明し、断罪しなければ、これから先国民の信頼を失っていくのは明らかである。

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク
代表幹事 田 中 寿 夫

県政調査費を不正受給

民主県議のさいたま・見沼支部

さいたま市見沼区にあった県議会民主党の支部が、活動実態がないにもかかわらず、家賃や光熱費などを県政調査費として県に申告し、計48万円(昨年度)を受け取っていたことが分かった。不適切な受給だったと認め、全額を県に返還した。



民主党見沼支部と申告された建物

実態なく家賃など48万円

県議会「民主党・無所属の会」によると、不適切な申告をしたのは見沼支部で、代表者は井上将勝県議。見沼区選出、1期目。井上氏は昨年2月ごろ、東武野田線の大和田駅に近い空き物件を月5万2500円で賃貸契約。当初は選挙事務所として使い、同4月に県議選当選後は今年8月まで同会支部として活用していたという。

ところが、建物のシャッターが閉まりっぱなしで、党の看板も掲げられていないという情報を同会が入手。調べたところ、建物内には机、応接セットなどが置かれていたが、電話線も引かれておらず、政治活動が行われていた形跡が見られなかったため、昨年度提出の県政調査費の収支報告を修正。8月末に事務所開業費など計48万円を県に返

納した。井上氏は取材に対して、「事務所は週に1日程度しか開かないこともあった。こういう使い方はまずいと思っていたが、立地条件も良かったので手放したくなかった。認識が甘かった」などと語った。問題発覚後、賃貸契約は解除し、今年度分の事務所費は申告をされた。また県政調査費の用途をめぐる問題が起きた。民主党派が今回申告した事務所関連費は、過去の事例と同じく県議会事務局のチェックをいったんは通り抜けていた。7月11日から一般閲覧が始まった昨年度の収支報告書には、申告額が領収証コピー(写し)とともに記載されていた。ところが、不適切な受給が発覚すると、同派は、申告そのものを取り下げると申し出て、議会事務局の了解のもと、領収証コピーが載ったページを収支報告書から抜き取った。ページが飛ばすなど不自然な形跡に気付かなければ、問題は発覚しなかった。

外部機関 審査導入を

取り下げるといふ。会代表の島山稔県議は「県民の方々に申し訳ないことをした。今後、県政調査費を使う場合は、事務所の外観の写真や見取り図の提出を求めていく」と話している。県政調査費は議員1人あたり年間600万円が支給されている。昨年、議員と事務局という当事者間でのみやりとりを埼玉市民オンブズマン・ネットワークの山根昇治事務局長は「隠蔽行為そのものだ」と批判する。昨年も収支報告書の閲覧開始後に、自民会派でぬいぐるみ代など政務調査に直接関係ない使途が明らかにあり、約200万円もの修正があったが、議長に報告したのみで、多くの事実が公表されないうままだった。今年度も5億円余りの税金が調査費に使われる見通しだ。議会の自浄能力を高めたいのなら、外部機関による事前チェックの導入を検討すべきではないのか。(中村誠、稲垣大志郎)

民主会派

県に政調費48万円返還

活動ない事務所費に支出

さいたま市見沼区にあった会派支部の事務所費などに不適切な支出があったとして、県議会会派「民主党・無所属の会」が、11年度に受け取った県政調査費(政務調査費)48万5086円を県に返還していたことが分かった。この事務所は活動

実態がほとんどなかった。会派の財務部門でのチェックが不十分だったといい、同会は監査機能の強化による再発防止を検討する。不適切な支出があったのは、井上裕勝(33)＝南6区＝が代表を務める見沼支部。同会などによると、井上

県議は11年2月ごろにこの物件を借り、同年4月の県議選で事務所として使った。当選後、週の半分ほどは事務作業や資料の保管に使っていたが、同年9月以降はほとんどシャッターを開けていなかったという。今年8月に会派の自

主調査で問題が判明し、支部の事務所としての役割を十分に果たしていなかったと判断。不適切な支出分を返還し、11年度の収支報告書を訂正した。井上県議は事務所の賃貸契約を解除し、今年度はこの事務所の関連経費を申告しない。井上県議は毎日新聞の取材に対し、「認識が甘かった。しっかり襟を正していきたい」と釈明した。【木村健二】

2012年10月19日(金) 産経新聞

民主支部が48万円不適切支出

県議会会派「民主党・無所属の会」の井上得勝氏(33)＝南6区(さいたま市見沼区)選出＝が代表を務める同会派見沼支部が、使用実績がほとんどなかったにもかかわらず、家賃や光熱費などとして県政調査費から計48万円を支出していたことが18日、井上氏への取材で分かった。

井上氏によると、事務所は昨年2月に契約、同4月の統一地方選で当選した後は今年8月まで同支部として使用してきたという。

しかし、電話線も引かれていないなど政治活動のための事務作業が行われた形跡がなかったことが会派の調べで発覚。「県政調査費からの支出は不適切だった」と判断、これまで支出した事務所関連費など計48万円を県に返納し、今年度分の事務所費申告を取り下げた。井上氏は「認識が甘かった」と話している。

実態ない事務所に政調費

井上将県議、48万円返還

県議会会派「民主党・無所属の会」の井上将勝議員(南区Ⅱさいたま市見沼区)が、ほとんど使用していない事務所の家賃と光熱費を県政調査費(政調費)から支払っていたことがわかった。井上議員は昨年度の計48万円を県に返還した。同会派や井上議員による

と、事務所としていたのはさいたま市見沼区大和田町の2階建ての建物で、家賃は月に5万2500円。昨年4月の県議選で選挙事務所として使用し、当選後は、代表を務める民主党支部の事務所や自身の活動拠点とするため契約を継続した。だが、実際には秘書や

事務職員を雇うこともなく、事務所をほとんど活用しないままだった。

今年8月頃、同会派の別の議員が事務所を見て「活動実態がないのでは」と指摘。会派として、この事務所の家賃・光熱費を政調費で支払うのは不適切だと判断した。

井上議員は「(常駐する)スタッフを探していたが、結局雇わないままになってしまった。ピラを置いたり、待ち合わせをしたりしたため、契約を続けていたが、100%胸を張れる支出ではなかった。今後はしっかりやりたい」と話した。

2012年10月19日(金) 東京新聞

県政調査費 48万円返納

民主の「事務所費適切でなかった」
井上真議

県議会会派「民主党・無所属の会」所属の井上真勝県議（南6区）（さいたま市見沼区）選出Ⅱが、同会派の支部として届け出ていた同区大和田の事務所について、使用実態がないとして、県政調査費として受給した昨年度分の事務所費など約四十八万円を県に返納したことが十八日、分かった。井上氏は「週の半分使う程度で、適切ではなかった」としている。

井上氏によると、事務所は賃貸で、昨年四月から会派の支部事務所として届け出た。しかし、使い勝手の悪さなどから実際の使用頻度は少なく、会派が所属議員の県政調査費の用途を調べた際、「事

務所として機能していない」と指摘。このため今年八月に賃貸契約を打ち切り、県政調査費として受給した事務所費などを県に返納したという。

県議会事務局によると、議員に支給される政務調査費は一人当たり年間約六百万円。議会

（前田朋子）

県政調査費48万円 不適切受給で返還

県議会の民主

県議会の民主党・無所属の
会(嵐山穂代表)は18日、2

011年度の県政調査費に不
適切な受給があったとし、計
48万円を県に返還したことを
明らかにした。同会派は「深
くおわびしたい。会派として
のチェック機能が働いていな
かった。今後は一層、チェッ

クを厳密にし、強化したい」
と話している。

同会派によると、不適切な
受給があったのは、昨年4月
の県議選で初当選した南区
(さいたま市東沼区、定数2)
の井上博雄議員(33)の見沼支

部。同会派では、井上議員の
同区内の事務所のシャッター
が閉まり、看板も掲げていな
いなど、政治活動の実態がな
い状況を把握。事務所費など
として県政調査費を受給して
いたことが分かったため、8
月末に県議会事務局に修正を
行い、返還した。

同会派は、会派内で所属県
議の事務所の外観写真や見取
り図、契約書などの提出を義
務付けているものの、昨年4
月に当選した1期生の提出は
これからだった。井上議員は
「事務所は建の半分ぐらいし
か使用しておらず、シャッタ
ーを閉めている」ともあっ
た。議員が甘かった」と述べて
いる。現在も事務所は開設
していない。